

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		令和6年度第5回豊島区児童福祉審議会臨時部会
事務局(担当課)		子ども家庭部子育て支援課
開催日時		令和6年9月4日(水)午後6時00分～午後8時00分
開催場所		豊島区役所本庁舎8階 807・808会議室
議 題		1 開会 2 議事 (1)計画の構成、理念について (2)計画記載内容について 3 報告 当事者ヒアリング・アンケートの実施状況について 4 閉会
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
	会 議 録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
出席者	委 員	坂井委員、三輪委員、上川委員、川瀬委員、佐藤委員、長谷川委員、 松田委員、馬淵委員、柏女委員(オブザーバー)
	区側出席者	活田子ども家庭部長、奥田児童相談所長、尾崎児童相談課長、 山本子ども家庭支援センター所長、 児童相談課社会的養護推進グループ職員2名
	事 務 局	安達子育て支援課長、子育て支援課児童相談支援グループ職員4名

審 議 経 過

1 開会	
部会長	<p>それでは定刻になりましたので、豊島区児童福祉審議会第5回の臨時部会を開催いたします。まずは事務局の方から連絡事項などありましたらお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局を務めます子育て支援課長の安達です。よろしくお願いいたします。まず本日の委員のご出席状況についてご報告をいたします。次第の次におつけしております名簿をご覧ください。本日の出席委員 8 名、オブザーバー1 名の計 9 名でございます。オンラインを含めて 9 名の皆様にご出席をいただいております。本日の出席委員数は豊島区児童福祉審議会条例第8条に定める定足数を上回っており、会議は有効に開催されます。</p> <p>次に資料の確認でございます。委員の皆様におかれましては事前にお送りいたしました資料を本日ご持参いただいておりますでしょうか。本日の資料の確認でございます。</p> <ul style="list-style-type: none">・次第・豊島区児童福祉審議会臨時部会 委員名簿・資料1 「豊島区社会的養育推進計画」構成案・資料2 計画の理念・基本方針案・資料3 計画記載内容案・資料4 当事者ヒアリング・アンケート実施状況 <p>となっております。</p> <p>その他参考資料として基礎資料集を机上にご用意させていただいております。こちらの資料集につきましては今後も机上に用意させていただければと存じますので、会議後は机上に残していただけますようお願いいたします。</p> <p>次に、会議録についてでございます。会議録は基本的には要旨を記録し、発言者については部会長、委員、事務局という表現にいたします。会議終了後、事務局でまとめまして、皆様にご確認をいただいた上で、ホームページに公開してまいります。</p> <p>ご発言の際は挙手の上、お手元のマイクのご使用をお願いいたします。</p> <p>また、本日傍聴希望の方はいらっしゃらない状況でございます。</p> <p>議事に入る前に二点、ご報告をさせていただきたいと思っております。</p> <p>一点目は前回の臨時部会でご指摘をいただきました「里子」という表記の確認結果のご報告になります。確認いたしましたところ、国の里親委託ガイドラインなどにおいては、「里子」という言葉は使用をしておらず、「里親に委託された子ども」、「里親委託児童」といった文言が使われておりますので、本計画においても同様の表現を使用することといたします。</p> <p>二点目は本日の部会進行についてでございます。本日の議事は計画の要となる内容でございますため、審議いただく時間が不足することも想定されます。本日の部会内で取り扱いきれなかったご意見、ご質問確認事項等につきましては、部会終了後、9月10日の火曜日までに事務局宛にメールをいただければ幸いです。次回の部会にて、区の考え方や計画への反映状況をご報告させていただきます。ご意見・ご質問を入力いただくためのシートを8月29日に部会資料の送付をお知らせいた</p>

	<p>しましたメールに添付しておりますので、ご利用いただければ幸いです。また、事務局といたしましても、なるべく資料の説明は端的に述べるようにいたしまして、本日この中で皆様にご審議いただける時間を確保するように努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。それでは部会長より進行をお願いいたします。</p>
<p>2 議事</p>	
<p>部会長</p> <p>事務局</p>	<p>それでは次第に従いまして議事を進めます。議事の(1)計画の構成、理念について、ですが、こちらは資料1と2が関連した内容ですので、続けて説明をお願いします。</p> <p>資料については各委員事前に目を通しておりますので、要点を簡潔にお話ください。また資料に書かれていない事項などがあれば、追加情報としてお示しください。</p> <p>それでは資料 1 および資料2についてご説明をさせていただきます。まず、「資料 1 豊島区社会的養育推進計画構成案」をご用意ください。こちらが今後計画を策定します構成の並び、内容となっております。第1章が計画策定にあたっての基本的考え方、中に目的が入っております、理念、基本方針、位置付け、そして計画の検討体制と進捗管理という部分も第1章の中に入れてございます。第2章が豊島区の状況でございます。人口、里親、施設、自立支援の状況、また児童相談所の運営状況、一時保護の状況とともに、第2章の中に代替養育必要とする児童数の推計も入れさせていただく形で章立てをしております。第3章が基本方針を実現するための取組でございます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当事者である子どもの権利擁護 2 地域における妊産婦や家庭養育への支援の充実 3 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組 4 一時保護児童への支援体制の強化 5 里親・ファミリーホームへの委託推進に向けた取組 6 社会的養護経験者等への自立支援の推進 7 区内における社会的養育充実のための施設のあり方 8 児童相談所の体制強化 <p>でございます。</p> <p>本日、資料 3 で取り扱う審議対象につきましては、第 3 章の下線の項目となっております。下線を引いていないところはこれまでの部会でご審議いただいた内容の部分になっております。</p> <p>おめくりいただきまして資料 2 をご覧ください。こちらの第 1 章の 2 にございます計画の理念・基本方針の案についてでございます。</p> <p>計画の理念でございます。「社会全体で家庭養育を支援するとともに、社会的養護の充実により子どもの健やかな成長と自立を保障し、置かれた環境に関わらず子どもの最善の利益を守る豊島区の実現」を理念案としております。</p> <p>基本方針二点掲げさせていただきました。一番、「地域に密着した児童相談所設置市の強みを生かし、関係機関の緊密な連携による妊娠期からの切れ目のない支援体制を構築し、良好な親子関係の維持と適切な家庭養育をサポートします。」</p> <p>二番、「社会的養護においては、当事者である子どもの意見や思いを尊重した子どもの権利擁護を第一に、家庭又は家庭的環境での養育を推進しつつ、個々のケアニーズに適った成長と自立を支援します。」</p> <p>これら基本方針を実現するための取り組みといたしまして、先ほど構成案の第 3 章でも述べさせていただいた 8 項目を掲げております。こちらの二つにつきまして委員の皆様からご意見を賜りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>

部会長	<p>説明が終わりました。資料の 1 と 2 についてご意見や気になる点などがありましたらご発言をお願いいたします。</p>
委員	<p>これはオブザーバーとしての全体の進行管理の観点からの質問になります。資料1の構成案の中に「区内における社会的養育の充実のための施設のあり方」というのがありますが、ここに記載する内容と、新しい施設のあり方ということの是非について議論をして答申をする二つの答申をすることが臨時部会で求められていることと理解をしています。諮問の詳細版、答申の詳細版が別途作られて社会的養育推進計画とともに、この施設のあり方についても別途答申されるという考えでよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>答申の形につきましては現在、事務局の方でもまだ検討している段階であります。一つは社会的養育推進計画の「区内における社会的養育充実のための施設のあり方」の中で豊島区に必要とされる児童養護施設のあり方というところを記載していきたいと考えております。一方で、区長から諮問を受けた内容としては 2 本立てとなっておりますので、答申の出し方として、社会的養育推進計画に記載するとともに諮問に対する答申の部分抜き出すという形もあるかと思いますが、ある程度重複した内容になることも考えられます。こういった形で諮問に対する答申とするか事務局の方で整理をさせていただきたいと思っております。社会的養育推進計画の中における施設の記載、ならびに区にはこういった施設が必要といった内容の答申としての記載について、部会の中でもご提案をさせていただきながら皆様にご意見をいただきたいと思っております。</p>
委員	<p>委員長としての個人的な意見としては二つの諮問をいただいておりますので、内容重複するのは重々承知してはおりますけれども、やはり別々に答申をするという形が望ましいかなと思っております。ご検討いただいた上で、事務局案も出していただければと思います。</p>
委員	<p>二点質問ですが、まず基本方針のこの児童相談所設置市という表記ですが、これは多分法律用語で特別区もうこういった言い方をするのかと思うのですけれども、それは設置市という言い方で構わないのかという点です。</p>
事務局	<p>もう一点は資料2の「基本方針を実現するための取組」の内容自体には全く異論はないのですけれども、こちらの順番は何か考えられていたりしているのでしょうか。</p>
事務局	<p>ご質問ありがとうございます。一点目の児童相談所設置市という言い方につきましては、国の文言をそのまま使用してしまったところですので。こういった言い方が区民の方が見てもわかりやすい、児童相談所が設置されている豊島区と伝わる書き方となるように検討したいと思います。</p> <p>二点目の「基本方針を実現するための取組」の並びにつきましては、事務局としまして最初に一番大切な子どもの権利とそれを守ることを一番上にあげております。その次に社会的養育の大元となる地域における妊産婦や、家庭の中で切れ目ない支援を受けながら子育てができる家庭養育で取り組むべきことを二番に掲げております。三番以降が社会的養育、代替養育を必要とする子どもに対しての支援に入ります。3については代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障。4から7が一時保護、里親、ファミリーホームへの委託推進、そして社会的養護経験者ということまでケアリーバー、退所後の支援という形になっております。流れといたしまして、家庭、社会的養育、退所後、それを実現するための区内における社会的養育の充実のための施設のあり方。最後に児童相談所の体制強化についてといった構成で現在は考えています。この構成につきましてもご意見いただければ幸いです。</p>

委員	<p>先ほどの続きになります。今の説明の流れはすごく理解できましたし、どちらでもいいかなとは思いますが、3は子どもの保障、4 が児童への支援体制、5だけ里親・ファミリーホームの委託推進といった制度の話になっています。そして、6でまた社会的養護経験者への支援といった子どもの話になっていますので、5と6の順序を交代してもいいのかなと思いました。ただ、この並びでも問題はないかと思います。</p>
事務局	<p>その部分ですが、5 の項目は流れとして代替養育を受けている子どもの説明となりますが、ご指摘の通り委託推進というところが前面に出ていますので、バックグラウンドとして区や地域が整備しておくべきという項目は7に近いかと思いました。5は委託推進というところを前面に出すのか、子どもが社会的養育で一時保護から施設や里親に措置されていく流れの中での一つの場面としての取り組みとして捉えるのか、もう一度整理をさせていただきたいと思います。</p>
委員	<p>一つは確認になります。社会的養育推進計画の構成案の中で、第3章の並びについてご意見が出ていましたが、豊島区として特に力を入れて、推進していかねばいけないところをどこで考えるのかによっても構成案の見せ方が少し変わってくるのではないかと思います。基本方針でとりわけ力を入れていくと考えている課題等に合わせ、計画の中にも具体的に書き込んでいくことになるのかと思いますので、そういったところに特に力を入れようとしているのか確認させていただきたいと思っています。</p> <p>それとあわせて国の方で出されている策定要領の中で、項目ごとの策定要領はたくさん項目が並んでいると思いますが、豊島区では八つの柱になっていると思います。特に施設の小規模化や地域分散化、高機能化、多機能化といった話はこの項目で言うと 7 番目の取り組みに関わるものとして考えたらよろしいかというのも一つ確認です。国があげている策定要領の項目で、一緒にしているものがあるのかといったこともご説明ください。</p>
事務局	<p>ご質問の一つ目、特に区が力を入れていく部分ですが、委員のご指摘の通り、基本方針が区として力を入れて達成すべき方針であり、それを実現するための取り組みが八つの項目となっております。そのため、八つの項目の中で特にこの項目に力を入れるというよりは、八つの取り組みの中でそれを実現するための事業、おそらくその重点事業といったものが出てくるかと思います。ですので、八つの項目のどこかが一つが目玉になるというよりは、八つの取り組みの中で例えばショートステイを強化するといったような重点事業として、豊島区が力を入れていくべき方針を記載していきたいと考えおりますし、現在はそのような整理をしているところです。基本的には八つの取り組みそれぞれの重点に差異はないとは思っておりますが、中でも子どもの権利を何よりも大切にという点は、基本方針にも「当事者である子どもの意見や思いを尊重した子どもの権利擁護を第一に」と記載している点や、取組の一番上に据えたという意味でも特に力を入れているところを表しているかと思います。</p> <p>社会的養育の前の段階として地域でできることを区が支援することで、家庭でできることを第一として支援していく。支援充実というところに力を入れていきたいということでは、この並び順がある意味その力の入れ方にも通じてくると考えています。ただ一方で、そのように充実させることで社会的養育が必要なくなるかというところではありません。社会的養育を必要とする子どもに対しても、しっかり支援をしていくという意味では3以降の項目についても同じウエイトを持つ大切な事業であると考えています。具体的には各項目の中の事業で、区が力を入れていくべき事業をきちんと記載す</p>

<p>児童相談所長</p>	<p>るようにしたいと考えています。</p> <p>ご質問の二つ目ですが、豊島区は八つの取組として記載しておりますが、国の策定要領の分け方と異なるため、一対一で対応していない状況です。内部の検討時点では対応状況がわかるようにしておりましたが、その点を委員の皆様にご提示しなかったことで、わかりにくくなってしまい申し訳ございません。例えば、「2 地域における妊産婦や家庭養育への支援の充実」の中では、こども家庭センターへの言及や特定妊婦に対する制度が、国の策定要領上では細かく分かれているのですが、それらの要素を2番の項目に入れているといった整理になっております。こちらについては、次回の部会でどのように対応しているか整理した資料をご用意したいと思います。</p> <p>二点目のご質問につきまして補足させていただきます。社会的養育推進計画を立てる上で、社会的養護の中の施設養護と家庭養護を検討しなければならないところです。その中でご指摘の施設の小規模化・多機能化などにつきましては、豊島区はそもそも児童養護施設、乳児院を区内に持っていないため、まずこの検討まで現実的な議論を展開するのは困難であろうと考えました。こちらの検討の前に、先ほどの八つの取組について論議するのが先ではないかというところが前提にあります。東京都の方では施設養護のあり方として、小規模化・多機能化について今後十分な議論が重ねられていくかとは思いますが、豊島区の現状を生かした社会的養育推進を作るところでこの温度差をつけたところ御検討いただければと思います。</p>
<p>部会長</p>	<p>国の策定要領との対応関係は次回、資料として出てくるということですね。わかりました。他にいかがでしょうか。</p> <p>では一旦、資料1と2についてはここまでといたします。続きまして、議事の(2)計画記載内容について、になります。まず、事務局の方から資料3についての説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは資料3のご用意をお願いいたします。それぞれ担当の課長の方から説明をさせていただきます。まず、「1 当事者である子どもの権利擁護」です。資料の書き方としまして一番目に現在の取組と課題、二番目に今後の取組という構成で整理をさせていただきます。当事者である子どもの権利擁護、現在の取組の課題としまして二点挙げております。</p> <p>一点目が改正児童福祉法により始まり義務化された、児童相談所における意見聴取等措置です。課題として子どもに対する措置等の説明や意見聴取について、子どもの状況に応じて的確に伝えることが重要となるため職員のスキル向上が必要になることです。また、子どもが納得した状態で児童相談所の措置を行うため、子どもからの意見をどのように援助方針に反映させていくかといった点や、それをどのように子どもに伝えていくかといった標準化も必要と考えております。</p> <p>二点目、意見表明等支援事業、子どもアドボカシー事業についてです。豊島区では児童相談所設置時から、措置児童の虐待事案の対応を確実にを行うために専門的知見を持つ弁護士に権利擁護調査員を委嘱し、また意見表明支援員も別途委嘱しているところです。意見表明支援員に委嘱した方に令和5年10月から本事業の試行実施という形で意見表明支援員が子どもアドボケイトとして一時保護所の訪問を始めております。子どもとの関係性を構築しながら、意見形成と意見表明を支援する事業を開始し、現在試行実施中です。その中で課題として、定期的に一時保護中の子どもを訪問し、話したい子どもの面談を受け付けていますが、里親委託中や施設入所中の子ども、または家庭復帰後の子ども等の意見表明や意見形成支援も今後進める必</p>

要があると考えています。また、児童相談所としては、各種の措置決定にあたり意見聴取等措置を行っているところですが、子どもの思いを確実に把握するためには、児童相談所の意見聴取等の措置と併せて独立性を持った子どもアドボケイトによる意見表明支援を行い、複数の意見表明機会を確保することが必要と考えております。

最後に三点目、その他の権利擁護の環境の整備ということで令和6年度から権利擁護の仕組み強化の一環として、子ども本人による児童福祉審議会への申し立て制度を開始しております。今現在、特に案件はございませんが、そういった仕組みが既に令和6年度からできているところです。権利ノートで子どもたちにも既に周知を行っているところがございます。また、区では平成18年に子どもの権利に関する条例を制定し、子どもの権利侵害を救済する権利擁護委員を設置するなど、区が関わる全ての子どもに対する権利擁護の取り組みを進め、令和5年9月にはとしま子どもの権利相談室を開設したところです。課題としまして、こういった仕組みをきちんと子どもが利用しやすい仕組み作り、またきちんと伝えるということが求められています。また、区全体の子どもの権利擁護体制と児童相談所が関わる子どもの権利擁護は相互に重なるものですので、子どもがどの相談窓口を選んでも漏れなく適切な対応を行えるよう体制を整えておく必要があると考えております。

今後の取組です。一番目の児童相談所における意見聴取等措置につきましては子どもが安心して自身の意見を話せる環境整備するため、子どもの発達特性に応じた適切なアプローチを向上させる研修を児童相談所職員が受けることを考えております。また現在、意見聴取等措置を行う際に使用しているシートがございます。このシートの見直しや、援助方針の決定により子どもの意見をできる限り反映させるなど、子どもからの意見をより反映させられるような仕組みを整備します。また、意見の検討結果を丁寧に説明する機会を設けるなど、子どもの理解を得られるような工夫を行ってまいります。

二点目、意見表明等支援事業についてです。里親委託中や入所施設中の子どもと意見表明を進めるため、まずは里親、施設職員への説明や研修による理解促進を図りつつ、試行と検証を行いながら本格実施を目指してまいります。また、児童相談所による各種の措置決定にあたり、子どもアドボケイトによる独立性のある意見表明の機会の導入を図るとともに、さらに里親委託中や施設入所中の子どもに拡大してまいります。

最後にその他の権利擁護環境の整備です。意見表明等支援事業や子ども本人による児童福祉審議会への申し立て制度を含め、全体像を子どもにわかりやすく伝えられるようなリーフレットの作成、周知方法等を考え、利用しやすい環境作りを進めてまいります。また、としま子どもの権利相談室が令和5年9月に開設したところですが、そのような区の相談窓口へ子どもの権利擁護についての定期的な周知等を行うことで相互に連携強化を行い、漏れなく速やかに対応できる体制の確保を図ってまいります。「1 当事者である子どもの権利擁護」についての説明は以上になります。続きまして、「2 地域における妊産婦や家庭養育への支援の充実」につきまして、子ども家庭支援センター所長より説明させていただきます。

子ども家庭センター所長の山本です。地域における妊産婦や家庭養育の支援の充実の項目になります。現在の取組と課題で、まずは支援を必要とする妊産婦と家庭への支援体制についてです。現在の取組は、令和6年4月から区の組織体制に「子ども家庭センター」の機能を付与して連携して対応していることを記載しております。相

子ども家庭支援センター所長

談体制はこちらの記載の通り、機能が付与された所管課になっております。相談の把握や経路につきましてはそれぞれの所管による事業を書かせていただいたものの他、関係機関との連携や民間団体からの情報提供などを記載しております。③の支援体制です。支援体制を構成する各部署では情報共有を速やかに図れるよう工夫しております。連携した支援を実施しています。また、令和5年2月の児童相談所の開設に伴いまして、児童相談所、母子保健部門及び子ども家庭支援センターで構成する「三機関連携会議」を設置したことを記載しております。この三機関がのりしろ型支援で支援を実施していることを記載しております。また、新たに令和6年10月からは「としま子育て応援パートナー事業」を開始します。こちらは初産の25歳以下の女性、特にリスクがあるなしに関わらず、丁寧に面接対応していくような相談支援体制となっています。相談先が1か所しかないという妊産婦について、相談支援体制を強化する仕組みを取り組んでいくことになっております。また、本庁舎の子育て支援課には子育てインフォメーションを設置しまして、区役所での手続きの際などに立ち寄ってご相談できる仕組みについて記載しております。④としまして、入所等の支援になっております。こちらでの相談の結果、施設などへの入所などが必要になった場合には、施設への入所措置について記載しております。入院助産施設、女性自立支援施設、母子生活支援施設となっております。職員の育成やスキルの向上としまして、それぞれの機関で連携して定期的に研修を受講しています。現在、研修の方も開始しております。それぞれの機能を充実させる働きになっております。課題を三つ挙げております。母子保健と児童福祉の一体的な運営を目指して人員配置や一体的な運営です。今は機能が付与されている状態ですが、建物ごとといいますか組織全体を一体化することはまだできておりませんので、そういった組織的な運営が課題となっております。また、妊娠期からの切れ目のない支援を実現するために、こども家庭センターの担当者の相談スキルの習得は急務となっております。また、母子生活支援施設は、母子双方への支援が求められ、夜勤を伴う24時間体制の支援施設ということで職員の確保が経常的な課題となっていることを記載しております。

次に「(2)家庭支援事業」について記載しております。現在の取組については、主に子ども家庭支援センターが実施している事業について記載しております。こちらにショートステイ事業とトワイライトステイ事業についての状況も記載しております。次に課題を三つ挙げております。親子関係形成支援事業を児童相談所の方で実施していますけれども、より多くの家族が参加できるプログラム作りと効果的な周知が必要となっております。ショートステイ・トワイライトステイにつきましては区内に児童養護施設が存在しないということで、区外施設の委託となっていることと、送迎などに係る負担について記載させていただいております。児童育成支援拠点事業につきましては現在まだ実施できていない状況になっておりまして、養育環境に課題を抱えた児童に対してサポートする事業になっておりますので、専門的な対応が求められること、地域における家庭養育の支援等も親子関係の維持について区内で実施することが望ましいことを記載しております。実施可能な施設が存在しないということについて記載させていただいております。

「(3)ヤングケアラーへの支援」を記述しております。現在、令和5年度からヤングケアラー支援コーディネーターを2名配置して対応しておりまして、令和5年度は30家庭対応しております。要保護児童対策地域協議会の中に、今年度からヤングケアラー支援を位置づけまして、機関連携を強化しております。課題としましてはヤングケア

ラーが表に現れにくい状況から、子ども本人からの相談がなかなか難しいということで、子ども自身や周りの大人への普及啓発と支援に当たる職員のスキルアップが必要と考えています。また、要対協の方で取り組んでおりますので、18歳未満は集中的に支援をしておりますけれども、18歳以上になる際の支援の継続をどうしていくか豊島区としては課題になっております。

今後の取組についてです。まず、支援を必要とする妊産婦と家庭の支援につきましては、相談支援体制の強化ということで今後始まる「としま子育て応援パートナー事業」の相談支援体制の強化について記述しております。また、区内で活動する外国人支援などをする NPO 団体との連携強化を図って充実させていきたいと思っております。また、支援のあり方については二つ書かせていただいております。特定妊婦など困難を有する女性への支援、また事情によって住所地を離れて繁華街や支援団体に身を寄せるケースなど、流動的な居場所の移動が見られることから当事者が真に必要な支援に繋がるような仕組み作りについて記載しております。また、令和4年の児童福祉法改正で位置づけられた「妊産婦等生活援助事業」についても、広域的な対応が求められるものでありますので、東京都や近隣自治体との連携・調整を進めていくことを記載しました。支援を必要とする妊産婦に関しましては、相談窓口の周知や入院助産制度などについての情報をキャッチしやすい SNS などを活用して、よりわかりやすく周知していることを記載しました。また、豊島区の特徴で、外国人の住民も増えておりますので、そういった支援についての相談や手続きの方法、またホームページ案内などの多言語化についても触れております。三番目は職員の育成スキル向上についてです。各事業や専門相談員、専門的な研修や OJT を実施しまして、特定妊婦支援の知識習得や専門性の向上を図ってまいります。また、こども家庭センターの機能である研修を通じ、関係する機関の意識やスキルの向上も図って連携強化していく方針です。四番目はその他の事業による支援の充実ということで、新たに産後ドゥーラ事業、妊娠中から出産直後の支援に特化して、知識の深い産後ドゥーラ事業についても今後サービスの展開をしております。また、育成事業として授業料の一部の助成も開始しており、これも継続して担い手の増加に努めていきます。産後ケア事業については宿泊型に加えて日帰り型の委託施設など、訪問型の開始を検討しております。五番目としまして母子生活支援施設の連携強化です。親子分離を伴わない入所支援が可能な豊島区としては唯一の児童福祉施設になっておりますので、そちらを生かして施設との連携を強化していきます。また、先ほど挙げました課題になりますが、効果的な求人を実施するための補助金や人員確保についての支援を区も行っていきたいと考えております。また、各種事業の実施などについても中長期的な視点で目標を設定してまいります。

次に家庭支援事業です。ショートステイ事業、トワイライトステイ事業につきましては今後も必要と見込まれるので、家庭養育の維持とあわせて虐待などによる分離や発生予防に資する事業ですので、強化が必要と考えています。協力家庭を増やす取り組みとあわせて、児童養護施設の活用や、誘致についても検討していきます。児童育成支援拠点につきましては、区内の児童養護施設などの誘致により合わせて実施可能性を検討していきたいと考えております。

三番目のヤングケアラーの支援につきましては引き続き普及啓発を進めて体制を強化いたします。課題となっている18歳以上の支援についての方向性についても決定していきます。相談対応についてはピアサポートが受けられる場所づくりなども検

児童相談課長

討しております。また、小・中学校に支援コーディネーターが訪問し、相談窓口の周知や、区民向けの講座を実施して関係機関の会議なども定期的開催する予定としております。以上でございます。

一時保護児童への支援体制の強化について、児童相談課長の尾崎から説明させていただきます。まず、現在の取り組みでございます。一時保護所の入所状況ですが、1日当たりの入所児童数の平均は13.4人となっております、特に学齢男子、女子につきましては、平均入所率が100%を超えているという状況です。一時保護所における支援体制としましては、意見表明支援員の定期的な訪問によるアドボケイトに加え、今年度より在籍校への通学が可能となるよう支援体制を整備いたしました。また、より適切な一時保護所の運営に向けて、今年度中に第三者評価を実施するため、現在委託事業者と調整を進めております。課題としましては、子どもにとっての環境変化や、在籍校への通学などに配慮しながら一時保護所の定員超過状況を解消するため、区内において一時保護の委託先を確保していく必要があると認識しております。

今後の取組についてです。まず、安心して生活できる環境整備です。子どもの権利擁護の更なる推進に向けて、一時保護ガイドラインの改正や一時保護施設の設備、運営基準の制定が行われました。これらを適切に遵守し、より子どもの権利に配慮した環境整備を進めてまいります。次に、一時保護所職員の資質向上でございます。子どもへの個別ケアを充実させるため、一時保護所職員の知見をより専門的に深める研修機会を確保してまいります。最後に、養育家庭への一時保護委託でございます。慎重なアセスメントを実施した上で、通学可能と考えられる子どもについては、一時保護中であっても在籍校へ通学できるよう1小学校区2家庭の目標のもと、養育家庭の登録推進と、一時保護委託を進めてまいります。以上でございます。

事務局

続きまして、「6 社会的養護経験者等への自立支援の推進」についてご説明させていただきます。「1 現在の取組と課題」です。令和5年2月の児童相談所設置以降、既に巣立った若者が合わせて9名おります。今後も巣立つ見込みがある中で、区では社会的養護経験者への支援強化のため、経済的支援と相談支援の両輪での支援を現在実施しております。経済的支援につきましては令和5年度から開始し、財源は「豊島区子ども・若者応援基金」という個人や企業の方からの寄付を基にした基金を活用しまして、一人暮らしの開始や進学・就職準備費用の経済的負担軽減を目的に給付型の奨学金年間50万円を上限に最大4年間、また一回限りとなりますが自立時の支度金20万円を上限として給付を行う事業を行っております。現在までに延べ5名に対して約116万円の給付を行っているところです。加えまして令和6年度からは相談支援を開始し、自立前から自立後までの切れ目のない相談対応や支援計画の作成、当事者同士の交流の機会などの提供を行うものです。令和6年度、豊島区には拠点が場所的な問題から設けられずにおりました。そのため、特定の拠点という形ではなく、交流イベントなど事業を実施する際に場所を確保して、その中で交流及び相談を受けるといった形で実施をしております。課題でございます。相談支援につきましては、令和4年の改正児童福祉法において社会的養護自立支援拠点事業が創設されましたが、自立後の若者の住まいは、進学や就学、就職に伴って全てが地元である豊島区にとどまるというよりは全国色々なところに巣立っていくケースがあります。都道府県を超える場合も多いので、拠点施設の設置のあり方については広域的な視点や連携した取り組みが必要と考えております。また、社会的養護経験者に加え、虐

待を受けた経験、様々なご事情がありながらもこれまで公的支援に繋がってこなかった若者の状況を把握し、その若者に対しても必要な支援に繋いでいく必要があると考えております。経済的支援につきましては、令和 5 年度から始めた事業ですので、現在の支援内容や申請方法が利用者のニーズと合致しているか検証を行う必要があると考えております。

それらを踏まえた今後の取組といたしまして、自立前からの伴走支援による関係性の構築が始まったところですので。その中で当事者である若者の実情やニーズを把握し、支援方法や支援体制に反映させていきます。支援拠点につきましては、先ほど申し上げたように巣立った若者が必ずしも一つの区の中にとどまるということではないという実情もありますので、都や他の児童相談所設置区等と協議を行い、適切な事業のあり方を検討していきたいと考えております。これまで公的支援に繋がってこなかった若者の支援につきましても、子ども家庭支援センターや児童相談所等、関係機関との連携を図りながら相談支援事業の確実な周知などを進めてまいります。経済的支援につきましては対象者に確実にもれなく周知、また利用勧奨を行うとともに、利用者本人から意見や要望を聞きまして、利用者目線から支援対象となる経費や申請方法など利用しやすい方法を見直していきながら、利便性の向上を図りたいというふうに考えております。以上でございます。

児童相談課長

「8 児童相談所の体制強化」について説明をいたします。まず、現在の取組みです。計画的な職員確保を図るとともに、職種および相談員の業務等の経験年数に応じた人材育成を行うため、職員研修計画を策定しております。また、児童相談所における業務は、職員への精神的な負荷が高いため、相談援助業務を担う職員を主な対象として職員カウンセリングを実施しております。関係機関との連携としましては、都内 8 か所の区立児童相談所と 11 か所の都立児童相談所とで協定等を締結し、都内施設入所等における広域調整や、都内警察署との連携等が実施されております。次に課題です。児童相談所および一時保護所における業務は、質と量の両面において高い水準が求められており、更なる体制強化が必要と考えております。とりわけ、法的対応などの高い専門性等を要するケースを抱える職員や、経験年数の浅い職員の支援を行うため、指導教育を担う職員の確保、育成が必要と考えております。また、特別区内の児童相談所は様々な形態で運営されておまして、そうした運営の違いから混乱が生じないよう、広域調整を引き続き検討していく必要がございます。

今後の取組についてです。区人事部門ならびに東京都等と連携して、各専門職および事務職の計画的かつ柔軟な職員確保のあり方を検討いたします。また、都区共同の職員研修の更なる充実とともに、子ども家庭ソーシャルワーカー資格の取得に向けた取組を推進いたします。引き続き、都内警察署、児童福祉施設をはじめ、関係機関との間の広域調整、連携を強化し、社会的養護下にある都民、区民や関係者が混乱することのないよう努めてまいります。職員研修計画に基づき、職員 1 人 1 人のスキルや経験に応じた効果的な人材育成に取り組むとともに、指導教育を担う職員の可能な限り早期確保、育成し、相談援助活動等に従事する職員の支援体制を整備いたします。これらの取組によりまして、子どもの権利を守るための適切なケースの進捗管理や、豊富な知識、経験、高い専門性等を要するケースへの対応力の向上、制度改正等の新たな組織課題への対応等、子どもの最善の利益を確保するための児童相談所および一時保護所の運営に取り組んでまいります。以上でございます

部会長

資料3についてまとめて説明をいただきました。計画策定にあたっての中心的な課

委員	<p>題となりますので、活発なご議論をいただければと思います。全部で5項目になります。時間的には一つの項目あたり10分程度の目安かと思います。細かいところは後で別添のシートで出していただくとして、皆様がいらっしゃる場で発言すべきこと、あるいは提起すべきことを中心にご議論いただければと思います。それでは最初は「1当事者である子どもの権利擁護」について、ご発言をお願いします。</p> <p>二点、この項目に関して意見をお伝えさせていただきます。一点目、法改正に伴う意見聴取等措置、子どもアドボカシー事業、権利擁護環境の整備と三つありますが、子どもの権利擁護のスタートアップマニュアルの中には書きぶりが弱いのですが、何のためにこれら三つの事業をやるのかということが一言書かれております。それは「セルフアドボカシーを実現する」という共通の目的です。セルフアドボカシーというのは自分の気持ち、考えを伝えたい時に自由に表現することができるという、まさに児童福祉法第12条の考え方をどのように実現していくかということが書かれています。それぞれの事業は児童相談所、第三者性の立場、環境整備となっているため視点やアプローチ、立場は違うのですが、何のためにやっているのかという上位の理念を共有しておくことで、お互いの理解や独立しているけれども連携するといった、それぞれの取り組みが繋がっていくことになるかと思えます。ぜひ、この三つの事業が何を共通の目標、目的としてやっているのかといったことが一言入るとより良いかと思ったのが一点目です。</p> <p>二点目は、この三つの権利擁護の取り組みをどういうふうにも評価、検証していくのかということです。例えば、子どもアドボカシー事業のことに言え、令和5年度にこども家庭庁が調査研究を行い、このような項目で子どもアドボカシー、意見表明等支援事業の活動、取り組みを評価していくとどうだろうかといった基準が示されました。ただ一方で、例えば私は普段豊島区に活動に入らせていただいていますけれど、アドボケイトが入ったからそれだけで子どもが意見を言えるようになったのかというと、よくわからないというのが正直なところ。たぶん、日頃、子どもたちの意見を丁寧に聞いてくださっている職員の皆さんがまずいて、そういったこととの相乗効果で外から来た人にも話せるといったように色々なことが有機的に相互に影響し合いながら権利擁護というのは相対的に成り立っているものです。そういう意味では、評価をする時に意見聴取等措置が良い悪いとか、そういうことだけではわかりかねない複雑な部分があるのだろうなと思います。また、あるいは評価における子ども自身の評価への参画も考えられます。例えば、ある自治体では一時保護所を退所する時に権利擁護の観点から基本的には全ての子どもにアンケートをとり、それをサイクルで反映するといった取り組みをされているケースもあります。豊島区でもそのような取り組みをされているかもしれませんが、子ども自身の視点で安心安全に暮らせたという経験になっているのかどうかといったチェックが入るといいなと思ったところです。</p>
委員	<p>今、委員がおっしゃった評価というところに関わってくるのかもしれませんが、令和6年度から子ども本人による児童福祉審議会への申立て制度、それからもう一つは令和5年9月から相談窓口として「としま子どもの権利相談室」を開設したとありますが、二つの事業の取り組みの成果や実績といったものが現在どういった状況になっているのか教えてください。また、子どもが児童福祉審議会に申立てを行ったということがあれば、子どもの意見はどのように反映されたのか、相談した子どもに対してどのように対応したのか。そういった実例があれば教えていただければと思います。</p>
事務局	<p>まず、子育て支援課から子ども本人による児童福祉審議会の申立て制度について</p>

<p>子ども家庭部長</p>	<p>のご報告です。現在までに申立て件数は 0 件になっております。今現在は権利ノート等を通じまして、子どもたちに自分の意向が見童相談所や周りの意向とそぐわない、納得できないという時にこういった制度があることを周知している段階です。今後、こういった制度を活用していく子どもが出てくるかとは思いますが、一番大事なことは周りが自分の納得いくような説明もしてくれない、聞いてくれないと感じる子どもをなくすことだと思っております。まずは本人の申立てとなる前の段階できちんと意見を聞き、子どもの意見とはそぐわない場合にも丁寧に説明をすることを徹底する中で引き続き0件であることが一番望ましいと考えております。</p> <p>「としま子どもの権利相談室」を昨年9月より設置しまして、毎月報告をしております。現在、手元に報告資料がないため、詳細は次回の臨時部会にてまとめてご報告させていただきます。令和5年 9 月開設から令和6年 7 月 31 日時点まで相談実績が451 件になります。相談内容は家庭問題やいじめ、虐待、行政対応、その他様々ございます。相談者ですが、初回の相談者は本人が25件、両親が1件、母親が10件、父親が4件、その他機関が7件となっております。相談方法は電話が一番多く 19 件、メールが 6 件、対面が 18 件。対面についてはアウトリーチで行く場合もありますが、相談来所された場合とアウトリーチについて分けられておりませんので、改めて分けた資料についても提供させていただきます。子どもの所属ですが、未就学児が 3 名、小学生低学年が 4 名、小学校高学年が9名、中学生が7名、高校生が12名、その他が 1 名。また、7 月末までに 27 件が助言支援で相談終結をしております。他機関に繋いだ件数が 7 件になります。詳細は次回、改めてご報告させていただきたいと思ます。</p>
<p>部会長</p>	<p>たまたま最近、豊島区の第三者機関は週1件くらいの相談が来ていると伺いましたので、今ご説明いただいたことで確認ができました。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>私から二点ございます。一点目は意見表明等支援事業について、里親委託中や施設入所中の子どもに加えて家庭復帰後の子どもへの意見表明等支援も行われるご予定ということで、とても大切だなと感じました。資料に「まずは里親や施設職員への説明」と書いていらっしゃるかと思いますが、家庭復帰後の子どもへその後に行われていくようなイメージでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>文章が前後して申し訳ないのですが、里親・施設職員への説明や研修による理解促進を図ることで、里親委託中や施設入所中の子どもに対するアドボカシーを行っていきたいというところです。また、家庭復帰後の子どもの意見表明については、まず手法をきちんと考えていく必要があるかと思ます。実際に里親・施設職員への説明や研修を行っている間に、家庭復帰後の子どもへの意見表明等支援をどのように進めていくかを同時期に検討してまいりたいと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>わかりました、ありがとうございます。今後、里親や施設職員への説明、理解促進を図っていく点がとても重要だと感じましたし、里親や施設職員の協力、理解を得られないといった子ども本人以外の部分によって制度を利用できないということが起こらないようになるといいなと思ました。</p> <p>もう一点、子どもの権利相談室や制度全般に言えることかと思うのですけれども、資料にも子どもが利用しやすい仕組み作りや、わかりやすく伝えると書いていただいている通り、色々あってどこに相談したらいいのかわからないといったことや、利用できると言われたとして相談した後のフォローがあるのかといった不安、先ほど申し上げ</p>

委員	<p>たような子ども自身が制度を利用する前の段階で何らかの形で情報がうまく伝わっていないとか、利用できないといったことがないようにしていただきたいと感じました。</p> <p>意見表明等支援事業に関してですが、(1)の意見聴取等措置については子どもからの意見をより反映させられるような仕組みを整備すると記載があります。そして、「その検討結果を子どもに丁寧に説明する機会を設けるなど」と聞いた意見をどのように対応していくかということが書いてありますが、意見表明等支援事業は意見表明の機会を確保するというところで止まっているので、その後の表明された意見をどのように受け止め、検討して実現していくかということまで書かないと少し中途半端かなと思います。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。おっしゃる通りです。意見表明等支援事業は子どもの意見を代弁し、伝えるという事業ですが、子どもの意見を受けた者が調整・検討し、子どもにフィードバックする際に意見表明等支援事業の中では子どもがどのように伝えたいか、どのように説明してほしいかという点についてもアドボカシーの中で聞き取り、子どもの望む形で丁寧に説明が戻ってくるという点が一連の流れに包含されています。今の書き方ですとその部分が見えてこないということになりますので、この部分について丁寧に書いてまいりたいと思います。</p>
部会長	<p>他にいかがでしょうか。よろしいですか。では、次の報告に移りたいと思います。</p> <p>次の「2 地域における妊産婦や家庭養育への支援の充実」という項目についていかがでしょうか。</p>
委員	<p>少し専門外のところなのでわからないことがあるかもしれませんが、区の中にある妊産婦支援をされているNPO団体の話をお伺いすると、必ずしもその区に在住の人ではない方が利用支援対象者になっているというお話を伺うことがあります。このあたりについて、区としては関係機関としてその支援団体があるとするならば、利用者が区外の方であっても分け隔てなく同じサービスを提供するという認識で良いのかという点と、あるいはそのあたりに課題や問題点といった認識していることがあるのか伺いたいです。これは特にケアリーバーの話と関係すると思っています。困難に直面している若者たちは流動性が高いといえますか、どんどん移動していく性質があります。その点について、基礎自治体としては支援と利用対象の元の住民票や元の所在地のようなギャップをどう捉えていて、この計画の中にどのように反映される可能性があるのかなと思います、伺いました。</p>
子ども家庭支援センター所長	<p>妊産婦等生活援助事業はおっしゃる通りです。豊島区の中に妊産婦の方を支援しているNPO団体がありますが、ご指摘の通り広域の支援を行っています。豊島区で発生した妊産婦の方が支援を受けるというよりは、他の区や都外からも多く来ていて、NPO団体が住民票のある自治体と連携しながら支援を行っていただいている場合と、お住いの自治体の支援を受けられずに、豊島区内で生活をすとなった場合には女性相談グループ等と連携し、生活保護を受けるといったように豊島区の支援が開始される仕組みになっております。資料でも記載させていただいた通り、事業自体は広域でやっていくべきであると考えております。豊島区が支援をすることで、豊島区の子どもの還元される事業ではないので、東京都や近隣自治体と連携・調整を進めていきたいという記述にしております。現在、既に東京都と話をしているところですが、広域連携の中で事業を実施できるようにすることと、豊島区に来て豊島区で支援を受けたいという方たちが漏れることがないように団体と連携した対応を引き続き取っていききたいと思います。そちらの記述について少し詳しく書くようにしたいと思います。</p>

<p>委員</p>	<p>す。</p> <p>こちらは委員としての意見になりますが、9月6日に豊島区基本構想審議会で社会的養育の問題がテーマに挙がっています。事前資料が送られてきましたところ、うろ覚えですが東部子ども家庭支援センターの再整備といった文言が入っていたかと思えます。本日の臨時部会の意見や資料も事務局の素案だと思えますし、基本構想審議会の資料も素案だと思えますが、相互に整合性をとっていくことは大事なかなと思えました。両方とも今年度末までに策定される計画で、基本構想及び基本計画の方が上位計画となると思えますので、その関係性にぜひご留意をいただければと思えました。</p>
<p>子ども家庭部長</p>	<p>ありがとうございます。基本構想の質問事項でもご意見をいただいております。しっかりと平仄を合わせていきたいと思えます。また、基本構想の方もそのように答えさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>ヤングケアラーに関連して追加で意見をさせていただきます。ヤングケアラーについては子ども・若者育成支援推進法の中で定義が盛り込まれたところですが、いわゆるヤングケアラーの当事者とされている若者たちからは、条文の「過度に」という表現の定義が非常に難しいとの声があります。海外では、ケアの程度で支援の対象となるかどうかといったことを区切っていない実態もあり、この「過度に」という表現を巡って様々な議論や意見があがっているようなところでもあります。当事者でその状態が当然のこととして過ごしてくると、これは過度にケアを行っていることになるのかとか、色々な機会の逸失に繋がっているのかといったことを当事者自身がわからないといったことが挙げられます。また、ヤングケアラーという言葉が誰かを傷つけるような表現ではないという評価する肯定的な意見がありつつも、新たなスティグマになっているのではないかという指摘もある状況です。資料の令和5年度対応家庭数30件という数字をどのように捉えたらいいのかということはあると思いますが、場合によっては自分がそれに当てはまるという意識を持ちにくかったり、あるいはその意識を持つことがスティグマになって受け入れられないみたいなことを考慮する必要があると思えます。今後、当事者にとってどうなのかという視点を持って普及啓発をしていかないと、かえって届けるべきところに届かないみたいなことになりうるのかなというふうに思うので、そのようなヤングケアラーの当事者の方と話したことを思い出したので、意見させていただきました。</p>
<p>委員</p>	<p>ヤングケアラー支援の対応家庭数が30家庭ということでしたが、こちらの主なケアの内容としてはどういったものになるのでしょうか。</p>
<p>子ども家庭支援センター所長</p>	<p>ヤングケアラー支援につきましては兄弟のケアが一番多かったです。その次に保護者のケアとなります。また、30件のうち1件だけ祖父母のケアというものがありました。祖父母の世話を孫が見ているようなケースが来ています。子どもからの相談は今のところなくて、関係機関や、あとは既に虐待や養育困難で受理してきたケースの中で、これはヤングケアラーなのではないかといった積極的に子ども家庭支援センターの方で受理したケースを合わせて30件になっています。</p>
<p>委員</p>	<p>わかりました。先ほどの意見と少し被るかもしれませんが、ヤングケアラーの当事者から見た時に過度なケアではなく家族を心配しての結果といった場合や、そもそも家族の障害や病気ということ自体を知らない状況もあるかと思えます。支援の位置づけとしてはヤングケアラー支援となりつつも、子ども本人への周知については、必ずしもヤングケアラーという言葉を使わない方が相談しやすい場合もあるのかなと思いま</p>

	<p>た。また、豊島区は外国籍の方や外国にルーツがある子どもも多いということで、そういったヤングケアラーの方は通訳や病院への付き添いなどもされているかと思えます。そうした方が対応家庭数の30件の中に入っていないとした場合、そういう方への周知があるのかと、そのような相談があったとして通訳の派遣といったサービスがあるのかといったこと気になったのですがいかがでしょうか。</p>
子ども家庭支援センター所長	<p>おっしゃる通りで、保護者の方の通訳代わりをしているご家庭も保護者のケアのケースの中に含まれています。また、豊島区でも NPO 団体に協力いただき、各種多言語の通訳派遣事業を開始しております。そういった形を今後も継続してヤングケアラーの支援の一つとしても取り組んでいきたいと思っています。</p>
委員	<p>地域における妊産婦や家庭への支援体制ということで、こども家庭センターの機能を付与と、三機関連携、協働によるのりしろ型支援を実施と書かれていますが、「こども家庭センターガイドライン」等を見るとサポートプランの策定というところをよく言われているのですが、その辺りについてはどのような状況になっているのかを教えてください。</p>
子ども家庭支援センター所長	<p>新たな「としま子育て応援パートナー事業」の中から開始する予定になっております。主に妊産婦の支援が始まる方からサポートプランを立てていこうということで、支援会議も月に2回予定しております。1 回を三機関連携の会議で情報共有するのと、もう 1 回保健所と一緒に支援計画を立ててプランを立てていく計画になっています。まだ実際にプランを立てたケースはないのですが、10月から本格実施ということで豊島区も取り組んでいく予定になっています。</p>
部会長	<p>最後に私からお聞きします。6ページのヤングケアラーへの支援の白い丸の一つ目、一行目の後半に「児童が18歳以上になる際の支援について方向性を決定していきます」となっていますが、社会的養育推進計画が公表される時に「方向性を決定していきます」という文章が残ることは考えにくいと思うのです。ですから、これは現時点で年内には決定したいという決意表明のような文章だと思いますが、実際に何かをお考えはあるのですか。</p>
子ども家庭支援センター所長	<p>なかなか難しいところですね。成人になると、自分から相談に繋がろうとしないと支援に繋がられないといった課題があります。子どもの場合、要対協の仕組みで周りがおせっかいをして本人の相談ではなくても関わり続ける仕組みができていますが、18歳以上になるとその点が今、課題になっています。重層的支援体制の中で支援していくのか、若者協議会の方で支援していくのか、まだ豊島区としての方向性がはっきり決められていない状況です。18歳になり、こども家庭センターでの支援が終わった家庭については、どちらかで対応していけるような仕組みを作りたいと思っているのですが、まだ決定できていないというのが実情でして、このような書き方になっております。</p>
部会長	<p>わかりました。ありがとうございます。それでは次に進んでもよろしいでしょうか。7ページの「4 一時保護児童への支援体制の強化」についてお願いします。いかがでしょうか。</p>
委員	<p>取組のところで定員超過、入所率 100%を超えているという記載があり、課題でも「定員を超過する状態が長期間続く場合、良好な保護環境の確保が困難となる」というふうに書いてありますが、この取組の中で問題に対する回答がないなと思いました。今後の取組の三つ目には「家庭養育優先原則を踏まえた養育家庭への一時保護委託活用」というのはありますけれども、これは定員超過対策とはまた趣旨が異なっ</p>

<p>児童相談所長</p>	<p>ています。一時保護所の定員増というのもし入れないと読んでいて流れが悪いといいますが、何もそこは対応しないのというふうに読めてしまいました。</p> <p>ご指摘ありがとうございます。委員のおっしゃる保護所の定員を増やすのか、それとも家庭養育優先の原則の中で良好な里親のもとで学校に通えるような一時保護委託という形を増やしていくのか回答いたします。この辺りを私どもも内部で検討した結果、里親を増やしていくことを第一に今動いているところです。また、豊島区内に小規模な施設ができたと仮定しましたら、その施設を家庭的養育が可能な一時保護委託先として利用していきたいと考えております。今のところ一時保護所の定員について入所率が100%を超えているから増設しようといった検討は今のところまだしておりません。</p>
<p>委員</p>	<p>それはそれで結構ですが、であれば今後の取組の三つ目には定員超過対策としてという文言を入れた方がいいのかなと思います。課題で定員超過する状態が長く続くのは良くないというふうに言っていますので、それも含めて一時保護委託を積極的に活用していくというような書き方をした方がいいかなと思いました。</p>
<p>児童相談所長 委員</p>	<p>ありがとうございます。参考にいたします。</p> <p>現在の取組のところで少しお伺いしたいところがあります。四つ目の白丸のところで学習権の保障に係る記載をさせていただいているかと思います。通学が可能な児童についてはどの条件付きですが、例えば年齢とか割合のようにどういった条件であれば適当で通学支援ができていますのか伺いたいと思いました。</p> <p>一時保護されている子どもの学習権、教育を受ける権利を保障していくということで二つの方向性が今、世の中で起きていると思っています。一つは元いた学校に通い続けられるということになるべく実現、継続しようということです。もう一つは学習支援員等の増員、増やしていく中で充実した教育を受けられるようにという二つの方向性があると思っています、どちらも一長一短、メリットとデメリットがあると思います。子どもにとって生活が一変する問題ですが、学校というものが学習、教育を受けるという機能だけではなく、子どもにとっては学校の先生や友達といった人との繋がりみたいなことが残るということが実はすごく大きな安心材料になっていることもあります。そのため、通学できる子どもはなるべくその方がいいと思いますし、一方で学校に行くことがすごくしんどい子どもや、実は学校に適應できないことが家庭での不和に繋がっている子どももいます。そういった子どもにとっては、落ち着いた場所でその子に合ったペースで学習支援を保護所の中で提供するというのもメリットだと思いますが、この辺りについて学習権の保障や教育を受ける機会をきちんと提供するという意味でどのような現状かもう少し詳しくお伺いしていきたいです。次の今後の見込みというところでもう少し何か考えていらっしゃる事があればお伺いしていきたいというふうに思ったところです。</p>
<p>児童相談所長</p>	<p>現在のところ委員がおっしゃいました通り、一時保護していても通学できる子どもについてはできる限り通学をしていただいているところです。ですが、以前、私と宮島先生がたまたま一緒に新聞取材を受けた時に同じコメントを出したところですが、「通学する」ということにあまりにも固執してしまうと、一時保護で行う調査保護、行動観察の意義やあるべき姿をそこまで否定するだけの重みがあるのかということを考えるべきだと思います。委員もおっしゃいました通り、学校に行きたいという強い希望を持っている子どもについては通学させてあげたいですが、登校しない、登校できない子どもについてはその子の気持ちも保障してあげたいと考えています。子どもたちは一時</p>

委員	<p>保護の中で、これまで学校の先生に出さなかった笑顔を見せてくれたり、食事の場面では家で食べたことがないものを食べることで「人参ってこんな甘かったの」といった一つ一つのことが経験できる場でもあります。これまでの生活調査の期間でもあるということを子どもは大事にしながら、一時保護というものを考えていきたいと思っています。</p> <p>おっしゃること、よくわかりました。一時保護所にいることで、学校で受けたプレッシャーから離れてリラックスしている子どもの様子を見ることもありますので、おっしゃる通りだなと思いながらイメージが湧きました。学習支援員というと、全ての教科や全ての学年にどのくらい対応できるのかといった時に難しさもあるのかなと思っています。特に副教科、技能教科と呼ばれるものの指導や、あるいは高校生年齢の子どもの学習指導がなかなか難しい状況もあるのかなと感じています。その辺りについても、豊島区の一時保護所は教材や環境はすごく充実しているので学習支援員がすごく熱心に準備されているのだなということを今日も感じたところですが、色々な子どもの幅広い学びのニーズが充足されていくといいなと思った次第です。</p> <p>もう一点、現在の取組の最後の丸のところ、「一時保護所の第三者評価を～」という記載がありました。第三者評価といった時にガイドラインのようなものがあるかと思うのですが、よく色々な評価・報告を見ていると、内容は二分されると思っています。例えば、子どもにこういった説明をしているとか、こういうものが用意されているという方法までの報告に対して評価しているもの。もう一つは、さらに踏み込んでそれが子どもにとってどういった影響があるかという結果まで言及している第三者評価です。これは大人がこういうふうに行っています、ということを一生涯懸命説明して、これはいいといったように評価する立場の委員の人たちのように、大人とのやり取りで終結してしまっていないだろうかと思念を抱くようなものもあります。第三者評価の項目がどのように策定されるかわかりませんが、「4 一時保護所児童への支援体制の強化」というのは、「1 当事者である子どもの権利擁護」と関係する話だと思っています。一時保護所で生活している子どもにとって、きちんと説明が受けられていると感じているかどうか。また、職員が話をしっかりと聞いてくれているということが、子どもから声からあがってきている状況なのかどうかということが大切です。これから第三者評価が始まっていくところだと思いますので、ぜひそういった視点を入れてくださるとありがたいなと思った次第です。</p>
委員	<p>「4 一時保護児童への支援体制の強化」は、一時保護されている子どものケアに関わるのが中心に記載されていると思いますが、もう一つ、一時保護の際に子どもの行動観察やアセスメントを十分にすることがとても重要なのではないかと思います。これはケアそのものを考えること抜きに考えられないと思いますので、ぜひあわせて記載していただくことを検討いただけないかなと思います。このことは今回は扱っていませんが3のパーマネンシーの話にも関わり、子どもがどこで生活することがふさわしいかということを考えるためにも大切なことだと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。</p>
部会長	<p>他にいかがでしょうか。では、最後に私からになります。里親への一時保護委託については、児童相談所にいた頃から色々な論点があり、里親の方からご意見も強くいただいたテーマです。例えば、行動観察、あるいはアセスメントという言葉が出てきましたが、援助方針決定に至るまで、一時保護所の中では集団生活の中で行動観察をしっかりと行い、施設もそれなりにやってもらえますが、里親宅では一時保護所や施</p>

設のような行動観察ができず、アセスメントが進まないことで援助方針会議に出せるだけの材料が揃わないといったことが児童相談所の中で言われていて、中にいる時にはなるほどそうだなと思っていました。一方で、里親の方から色々話を聞いてみると、実は子どもの様子をしっかりと見ていますし、たっぷりと話も聞いています。毎日一緒に食事をして、小さい子であれば一緒にお風呂に入り、子どもが自分の家のことをたくさん喋っている。里親はみんなそれを知っているのですが、児童相談所の職員は、子どもの振る舞いは訪ねても、子どもが話したことを里親に訪ねてこない。ただ、「ありがとうございました」と言って子どもを引き上げていく。「あれって一体、何なのでしょうね。こちらはたくさん子どもから話を聞いて、家のことを知っているのですが」といった話は、何人もの里親の方から聞き、ものすごい認識のギャップだと思ったものでした。そこはぜひ、豊島区がこれから一時保護所の増設ではなく、里親への一時保護委託ということを積極的に考えるのであれば、大事なポイントとして押さえていただきたいかなと思います。子どもの集団生活ではないものの、里親の方は児童相談所が行動観察と呼んでいる中身のことを事実上やっていますし、たくさんの情報を子どもから聞いています。委託元である児童相談所が、委託先である里親からしっかりと引き継いでいくことが大切です。今までそういったことを組織的にしっかりとできていなかったかなと私も反省として思いますので、ぜひその点を踏まえていただいて、委託先である里親との連携といった趣旨のことも計画に盛り込んで書いていただけるとありがたいと思いました。

他にはよろしいでしょうか。では、「6 社会的養護経験者等への自立支援の推進」というところについてお願いいたします。

委員

先ほど委員がご指摘くださったところなので発言されようとしていたかもしれませんが、社会的養護経験者への自立支援の推進で一点、社会的養護経験者の方は流動的ですので、豊島区から出ていく人が多いということは豊島区に入ってくる方も多いのではないだろうかという点がすごく気になっています。特定の拠点を設けずということですが、宿泊できる施設といったような特定の拠点があつた方が利用しやすいのではないのかなと思っていますが、その辺りの実情をご存知でしたら教えていただきたいと思います。

事務局

今の豊島区では拠点となる建物がないたため、機会と場を提供している状況です。8月には池袋の防災館で一緒に防災を経験しつつ、交流を深めながらその中で困りごととかあれば気軽に相談していただけるように1回目の開催をしたところです。参加者は豊島区が措置した、または豊島区に在住していたといった限定をせず、広く社会的養護経験者の方を対象としております。今後も豊島区の方針としては、支援対象者が流動的であることを踏まえて、豊島区に限定せず広く対象としていきたいと考えていると同時に、豊島区から巣立った若者が行った先々でもこのような交流の場での相談が受けられるような体制を整えたいと考えております。現在、児童養護施設退所者支援事業の相談支援の委託事業者は、全国的に色々な拠点を整備しているため、総合事業と連携できないかという点も検討を進めているところです。各自治体によって予算のつけ方、考え方等の相違もありますので、全てが豊島区と同じように広く対象にさせていただけるかというところのすり合わせから、できればどこの土地に行っても、そういった交流拠点であるとか相談が受けられるようにしていきたいと考えております。現在、東京都も秋葉原に拠点を設けていますが、そちらは豊島区が関わった子ども利用できるようになっておりますので、そういった部分についても東京都と負担金

	<p>の考え方や東京都の設置拠点をシームレスに利用できるように現在調整をしているところ です。</p> <p>また、世田谷区や東京都が常設型の拠点を設けておりますが、現在のところ泊まれる設備ではないと把握しております。ですが、常設型の利点はそこに行けばいいという点が明確であることです。なお、他から巣立って豊島区に来た方には豊島区との元々の接点がないため、どのように豊島区がこういった相談交流事業をやっていることを周知し、しっかりと届くようにするかというところが一番大きな課題と思っております。その点は若者の目にとまりやすいであろう SNS 等を活用していきたいと思っておりますが、繋がりアルゴリズムがないと情報がきちんと届かないことがありますので、その辺りを研究しながら少しでも多くの当事者に届くようにしたいと考えております。退所者の方は年齢等による課題もあると思いますので、相談交流の場では若者に限らずできるだけ広く対象にしたいと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>少し関連する情報提供になりますが、退所者が何か困った時、多くの場合は出身施設等が臨時的に受け入れるということはこれまでもかなりされてきたのかなと思います。委員のご指摘は、このようなアフターケアを行っている事業者が緊急的に宿泊のニーズがあった時にそういった対応しているかといった意味合いかと思いますが、私が知っているところでは例えば岐阜県の「Lala の部屋」というアフターケア団体が、緊急の宿泊支援等を行っているということがあります。たぶん全国的に見ると数はかなり少ない、まだまだ限られているところではあると思うのですが、一方でそういったアフターケアの機能の中に自分の出身かどうかとは別にして泊まる場所を支援として提供している団体がいくつかあるのではないかと思います。</p>
<p>部会長 委員</p>	<p>ありがとうございます。他にいかがでしょうか。</p> <p>抽象的な意見になってしまうかもしれないのですが、8ページの現在の取組の三つ目のところになります。基金という支援のあり方をどう考えるかということですが、私が個人的にいろいろ思っていることがありまして、基金というのはある意味、市民社会の共助といったように思いのある人をお願いをして成り立っているものだと思います。そのメリットとしては、基金を通じて社会的養護のことを色々な人に広く周知啓発できる。こういう状況があるが、みんなで支えていこうといったことを通しての市民社会の中に理解者を増やしていくといったプラスの側面、機能があるかなと思います。一方で逆機能といいますか、基金のようなことは本来、公的な責任においてなされなければいけないことがすり替わってしまう可能性、危険性をはらんでいると思います。イギリスの児童福祉では、チャリティーや寄付といったものが持っている危うさみたいなものを指摘するようなこともあり、本当は公的な責任で補償しなければいけないものを、ある種その責任を市民社会に投げてしまっていることになります。もう少し言いますと、基金が全然集まらなかった場合、多くのニーズあったとしてもできませんといった話や、1人当たりのお金が減ってしまうといったことに繋がります。これがオプションでこういうことがもっとできたらいいなという取組に対しての基金や寄付であればいいのですが、高等教育を受けることは教育を受ける権利でもあると思います。そういうことを考えた時に本来は公的な責任においてなされるべきことが市民社会や基金、寄付、クラウドファンディングといったものに委ねていいのだろうかといった点について、メリット・デメリットを考慮した上でなされるべきことなのではないかと思っています。このように実績が上がっているということは、やりたいことができたり、色々な人に応援してもらいながら生活をスタートできるというプラスの気持ちや思いが当</p>

事務局	<p>事者の中にもたくさんあると思います。一方で公的な責任みたいな視点も大事な事かなと思って意見させていただいたところです。</p> <p>「豊島区子ども・若者応援基金」は利用の際、区民の方も委員に入っている選定委員会に諮った上での利用となりますが、委員会の場でも本来、区が行うべきものかどうかというところの視点での議論をされておりまして、今回の支度金及び奨学金についても、本来であれば区が出すべきものではないかという問題提起もいただいたところです。そのような中、今年度から国の施設退所時の支度費ですが、保護者等から経済的支援を受けられない場合の加算が約 20 万円から 41 万円に増額をされたところです。今までは21万だったので自立時の区の支度金を合わせて 40 万円を渡しするっていうところでしたが、国の方で 41 万程度出せるということで、現在は支度金について区の中で再検討をしているところです。その中で単純に国が金額を上げたことで区は何もしなくてよいというわけではなく、国が行うべき生活に必要な部分が 41 万円まで上がったということで、国と同じ性質の 20 万円上限の支度金をお渡しするのではなく、区民の方の善意の気持ちをお渡しするような形のものに変えられないかと現在、検討を行っております。この社会的養育推進計画の進捗によっては、その部分も反映した文言にできるかどうか検討を行っております。</p> <p>一方で奨学金につきましては、現在、様々な給付型の奨学金が充実しており、区の方が出した奨学金も他の旧奨学金を使ってもなお賄えない部分をさらにサポートするような形で使ったケースもある中では、プラスアルファの部分で区の基金が動いているかと思えます。また、措置した自治体と居住している自治体といったように、様々なケースが今後、奨学金や支度金の支給の出し方が出てくるかと思えます。そういった部分も調整しながら、整理していきたいと考えております。</p>
委員	<p>当事者の支援がとても充実していて大切だなと思えました。社会的養護経験者や、公的な支援に繋がってこなかった方と話しをする時、経験の中での精神的なしんどさを抱えている方が多いなと思っております。進学や就職以前のところでそういったしんどさを抱えており、その上でカウンセリングなどは高くて行けないといった方もいるかと思いますが、そういう面でのサポートや課題、取組みたいと思っていることなどはいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>現在、相談支援の中で措置中から伴走支援をするということで、中学3年生ぐらいから継続的にできる限り同じ者が将来の生活を少しずつイメージしながら一緒に考えていくことで、当事者の抱えるしんどさといった部分も聞き取っていくことを考えております。具体的に自立支援計画を立てていく中で、事務的に計画を立てることを目的とするというよりは、背景にある当事者が抱えるしんどさや不安の部分を一緒に考えていきながら、どうやって安心して育てていくかというところについて事業者に動き始めてもらっているところなので、一緒に考えていきたいと思っております。</p>
部会長	<p>他にいかがでしょうか。では、私からも一つ。9ページの一番上になりますが、社会的養護に繋がってこなかった若者たちについての支援のところ、9ページの一番上の文章の最後に「相談支援事業の確実な周知などを進めます」とありますが、この相談支援事業というのは、社会的養護出身者のための相談支援とは別のものでしょうか。具体的に区の中に何か相談支援事業というものがあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>こちらの相談支援事業という言葉が指している相談支援は、先ほどの交流の機会や相談の機会という部分の相談支援を事業と書かせていただいたところです。現在、措置されている子どもには直接、児童福祉司が周知する等の方法があるため、漏れ</p>

	<p>なく伝えることができるのですが、公的支援に繋がっていない方については適切に届けられるチャンネルが一つもないことで、今後どのように確実に周知していけるかというところが課題であり、取り組みを行っていくべき点ということで記載をさせていただきました。何の相談支援のことを指すか、もう少し相談支援の内容がわかるよう記載したいと思います。</p>
部会長	<p>次に行ってよろしいでしょうか。では、最後の項目になります。「8 児童相談所の体制強化」というところです。よろしくお願いします。</p>
委員	<p>一点をお聞きしたいのが、人員職員の体制強化整備というのはすごく重要だと思うのですが、子ども家庭支援センターであったり、児童相談所にも会計年度職員がいるかと思いますが、会計年度ということでは強化したとしても辞められてしまったり、モチベーションが続かないことがあるので、おそらく方向性としてはできる限り会計年度職員に頼るのではなく、プロパーの職員をどんどん増やすべきではないかと個人的には思っているのですが、その辺りの現状はどのようになっているのでしょうか。</p>
児童相談課長	<p>正規の職員と会計年度任用職員の役割というのがある程度分かれており、児童福祉司は正規職員ですが、それをフォローするような役割を会計年度職員ということで行っています。そういった形で活用していくように考えています。</p>
子ども家庭部長	<p>正規職員で退職年齢になり、まだ働きたい場合の制度としては会計年度任用職員しかないのが現状です。子ども家庭支援センターにもそのような職員が大勢おり、貴重な戦力になっています。</p>
児童相談所長	<p>付け加えますと会計年度職員として、例えば一時保護所の夜間支援員のような、夜間だけ勤務する職員もおります。週1回、例えば水曜日勤務ですと水曜日から木曜日にかけて1回だけ勤務になりますので、このような職員を正規採用することは非常に困難です。こうした適材適所を図っていることが一つです。</p> <p>また、会計年度任用職員から任期付職員という形で、正規職員の採用選考を受けてもらい、正規の児童福祉司になった方もおります。こうした次のキャリアアップの道も開けているとお考えいただいで結構です。</p>
委員	<p>現在、児童養護施設で児童相談所に通っている子どもたちから職員が話を聞く中で、都の職員、児童福祉司が頻繁に変わるという話を聞きます。これは毎年毎年ではなく、年度途中で変わってしまうという福祉司もいます。長くても何年という年数もあるかと思いますが、この児童相談所の体制強化に関して言えば、継続的に長く勤めて児童相談所にとどまって関係を作っていただくのが一番だと考えていますが、どのように考えているかお聞きしたいです。</p>
子ども家庭部長	<p>豊島区の場合、児童相談所は1か所しかありません。そのため、基本的にはその児童相談所に勤務となります。ですが、長くその職場にいてプラスの面とマイナスの面もあります。例えばメンタル不調となった場合に逃げ場がないといった課題もありますので、同じような職場、例えば児童相談所と子ども家庭支援センター、保育園といったような福祉職の職場をローテーションで回っていくという考え方を制度化しようということで、子ども家庭部と福祉部で検討しております。結論といたしましては、児童相談所は区内に1か所しかありませんので、まず長くなるかと思いますが、そういった他の職場への移動もあります。</p>
児童相談所長	<p>追加で説明いたします。児童相談所の業務というのは極めて狭い範囲の専門的な仕事ですので、子ども家庭部長からも説明がありました通り、ローテーションも一つ中核にしなが、都区間の人事交流も視野に入れて職員育成を考えていく必要があ</p>

<p>委員</p> <p>児童相談所長</p>	<p>ります。国の令和年度の予算の概算要求の中では、児童福祉司の平均キャリア3年未満が50%を超えているという状況に突入しております。全国的に児童福祉司をどのように育成していくかということが 200 か所以上の児童相談所の共通課題となっているところです。そのため、委員にご指摘いただきました子どもの施設入所後、小学校入学から高校生卒業までを1人の児童福祉司が担うということは、申し訳ありませんが児童相談所としてはもはや困難です。困難である中に加え、専門的な職種の育成も考えていく必要があるという状況でございます。児童自立支援施設、児童擁護施設、東京都、特別区、それぞれ優秀な人材の方々が児童福祉司として活躍いただいているところですが、福祉の分野の人材交流をもっと柔軟に行い、福祉人材を全体で育成していく時代にきているのではないかと考えています。</p> <p>課題の四つ目ですが、「特別区内での児童相談所運営がさまざまになりつつある今、都内に在住する住民や児童福祉施設職員・里親などが、都内児童相談所間の実施運営の違いで混乱することがないよう、広域調整を引き続き検討していく必要があります」という点が豊島区の課題なのかというところです。これは都全体の課題であって、豊島区の課題として挙げるのがどうなのかなという少し思いましたのでお聞きしたいです。</p> <p>ご指摘の通り、豊島区としてだけの課題ではないと思いますが、社会的推進計画というのは豊島区だけで成り立つものではないということをごちらに込めています。委員もご承知の通り、こうした状況とは長年の課題となっており、これからもますます大きな課題になっていくところで外せない課題です。なぜ外せないのかといいますと、広域調整の対象となる保護者、そして子どもが一番の犠牲になってくる可能性があります。言葉が足りないとしましたら、「豊島区児童相談所も参加する様々な都区検討会議の機会を通じて、広域調整を引き続き検討していけるよう努めてまいります」といったように記載したいと考えております。</p>
<p>3 報告</p>	
<p>部会長</p> <p>事務局</p>	<p>他にいかがでしょうか。では、議事についてはここまでとさせていただきます。他にも皆様、色々のご発言、ご指摘いただきたいところがありながら抑えてらっしゃったところもあるかと思しますので、それは別途、ペーパーの方にぜひ出していただければと思います。それでは報告事項に移りたいと思います。報告事項として資料4について事務局の方から説明をお願いします。</p> <p>ご審議ありがとうございました。お手元の資料4をご覧ください。7月以降、当事者や支援者を対象にアンケートやヒアリングを実施してまいりましたので、現時点の状況についてご報告させていただきます。直近で実施したヒアリング等につきましては、資料への反映ができていない部分もございますが、次回の部会で実施結果と計画案への反映についてご報告したいと考えております。また、ヒアリングにおきましては、聞き手といたしまして坂井部会長、三輪委員、川瀬委員、長谷川委員にお忙しい中、多大なご協力いただきました。改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。時間も過ぎておりますので簡単にご報告をさせていただきますが、当事者につきましては一時保護所入所児童、区外の児童養護施設入所児童、里親・ファミリーホームの区内、区外の委託児それぞれにヒアリングまたは紙、WEB を使ったアンケートといったような形で実施をしております。アンケートの実施日や回答率、どのようなことを聞いたかというアンケート、ヒアリング内容については記載の通りです。</p> <p>また、2ページ目につきましては、家庭復帰者として在宅指導家庭の児童1人にお話</p>

を伺うことができました。また、区内の母子生活支援施設の入所者につきましても、7月23日にヒアリングまたはアンケートを行ったところです。幼児のヒアリングや小学校1年生以上へのアンケートの中でも、「心配なこと、困っていること、つらいことを聞いてくれる人はいますか」という質問に「いる」と答えていただいている反面、「どのくらい聞いてもらえていると感じていますか」という質問に「あまり聞いてもらえてない」という回答をしているようなところも見受けられますので、そういった点に改善の余地があるのかと考えております。

3枚目につきましては社会的養護経験者の当事者としてのアンケートと、支援者として里親・ファミリーホーム、母子生活支援施設の方の記載がございます。里親・ファミリーホームにつきましては9月2日に区内里親の方にお話を聞いたばかりですが、その中では全ての里親にショートステイの協力家庭に入っただきかといつたご提案や、区内に里親・ファミリーホームといった場所がもっとたくさんあるといいといったような話も伺っております。こちらにつきましては次回、改めて報告をさせていただきます。また、社会的養護経験者の回答数は2件ということで、アンケートの集計数としてまとまったものとなっておりますが、主な回答の内容として「実際に困った時の相談先は友人であり、施設や里親家庭の方には相談はしていない」といった点や、「施設で生活していた人との交流や、施設里親家庭で生活した経験を持つ人たちの団体などの繋がりありますか」という質問に対し、「いずれとも繋がりはないが繋がりを持たなくても良い」といったようなリアルな声も聞いております。そのような中で、本当に必要とするサポートとして求められるものは経済的支援と書いていただいておりますが、一方で心配なことは多岐に渡っており、心配や不安な面を抱えていますので、そういった部分も相談支援でケアができるように検討していきたいと考えております。

また、母子生活支援施設からの聞き取りに関しましては、不規則な勤務形態であり人材確保が難しいといった声があがっておりますが、今回お出した資料の中にも既に文章として盛り込ませていただいているところです。内容について細かい点をご確認いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

本件は報告案件ですが、ご質問などがありましたらお願いします。

質問ではありませんが、二点だけお願いします。

一点目は73%の児童養護施設の回答はすごく高いなという印象を抱きました。一方で、回答できてない人の状況の方が困難であることや、大人に対する様々な不信を抱えているといった傾向が多いですので、その辺りについてどのような声を聞けない可能性があるのかを念頭に置きながら結果を扱っていく必要があると思います。

二点目は母子生活支援施設や社会的養護経験者は数がすごく少ないので、アンケート結果の記述の取扱いに気をつけないと、ここの施設に生活しているこの人だといった形で特定されるなど、もしかすると何かわかってしまう可能性があります。その辺りについて考慮した回答の取扱い、記載をする必要があるかと思いました。次回、もう少し詳しくコメントできたらと思います。

ありがとうございます。特に当事者の声に関しては、本来1～2名のアンケート回答になると外に出せるものではないと考えております。一方で母子生活支援施設は職員、支援者側の声になりますので、取扱いを分けて計画作成に活かしたいと考えております。また、本資料につきましては外部に出さない形でお取り扱いいただきますよう、委員の皆様にもお願いをしたいと思います。

部会長
委員

事務局

<p>部会長</p> <p>事務局</p>	<p>では、これ以上ないようでしたら本日の議事は以上となります。事務局の方から事務連絡等ありましたらお願いします。</p> <p>ご審議いただきありがとうございます。お時間、少し超過してしまい申し訳ございませんでした。報告事項が四点ございます。</p> <p>一点目、今後の部会開催についてでございます。第6回目の部会は10月18日の金曜日午後6時からの開催となります。会場は本日と同じくこちらの会場となりますので、ご予約をお願いいたします。開催通知、資料につきましては開催日の1週間前を目処に郵送をさせていただきます。また、第7回の開催日程につきましては、改めて委員の皆様のご都合を伺いまして決定させていただきたいと存じます。現時点で12月頃の開催を予定しておりますので、年末が差し迫り恐縮ですがよろしくお願いいたします。</p> <p>二点目、本日の会議録につきましては後日メールにて会議録案をお送りいたしますので内容のご確認をお願いいたします。</p> <p>三点目、報酬につきましては本日より 1 か月程度を目途にお振り込みいたします。振り込み予定日等についてはメールにてご連絡をいたします。</p> <p>四点目、冒頭で申し上げました本日の部会内で取り扱いきれなかったご意見やご質問、確認事項につきましては、ご意見ございましたら8月29日にメールでお送りしております「意見・質問シート」にご記入をいただきまして、事務局宛メールにて9月10日の火曜日までにお送りください。29日のメールが見当たらない方につきましては再送いたしますので、お声がけいただければと思います。事務局からは以上でございます。</p>
<p>部会長</p>	<p>皆様におかれましては進行へのご協力ありがとうございました。以上をもちまして、豊島区児童福祉審議会第5回臨時部会を閉会いたします。</p>

<p>提出された資料等</p>	<p><資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊島区児童福祉審議会 第5回臨時部会 次第 ・豊島区児童福祉審議会臨時部会 委員名簿 ・資料1 「豊島区社会的養育推進計画」構成案 ・資料2 計画の理念・基本方針案 ・資料3 計画記載内容案 ・資料4 当事者ヒアリング・アンケート実施状況 <p><参考資料> ※机上配置(ファイル綴じ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県社会的養護推進計画の策定要領 ・里親委託の更なる推進について ・「里親委託の更なる推進について」に関する Q&A(令和6年4月19日時点版) ・新しい社会的養育ビジョン ・東京都社会的養育推進計画(令和2年3月) ・豊島区子ども・若者総合計画(令和2年3月) ・第1回臨時部会資料 ・第2回臨時部会資料 ・第3回臨時部会資料
-----------------	---

